様式第１号（第８条関係）

八頭町特定不妊治療費（保険適用）助成金交付申請書兼請求書

　　　年　　 月　　 日

　　八頭町長 様

　標記助成金について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、交付決定後は、交付決定額を請求します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **申請者兼請求者** | ふりがな |  | 性　別 | 男　・　女 |
| 氏　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 | 生年月日（和暦） | 　 年　　月　　日 |
| 治療開始時年齢 | （　　　　　）歳＊1 |
| 住所 | 〒 | 電　話 |  |
| **配偶者** | ふりがな |  | 性　別 | 男　・　女 |
| 氏　名 |  | 生年月日（和暦） | 　 年　　月　　日 |
| 治療開始時年齢 | （　　　　　）歳＊1 |
| 住所 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　 　※申請者と異なる場合に記入 | 電　話 |  |
| 助成金が交付決定された場合は、下記の振込先口座へ振り込んでください。 |
| **振　込　先** | ふ り が な |  | 預金種別 | 普通　・　当座 |
| 口座名義人（※申請者名義） |  　　　　　　　　　　　　　印 |
| 金　融機関名 | 　　銀行　金庫　 　　　　　　　　　 本店支店　　　　　 　組合　農協　　　　　　　　　　出張所 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 申請内容 | 特定不妊治療 | **治療内容** |
| 算定基準額 | 金　　　　　　　　　　円 | **該当に☑**□保険診療　□保険と併用される先進医療**【治療区分】※該当区分に○****Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ** |
| 県交付決定額 | 金　　　　　　　　　　円 |
| 高額療養費 | 金　　　　　　　　　　円（区分：ア・イ・ウ・エ・オ） | 金　　　　　　　　　　円（区分：ア・イ・ウ・エ・オ） |
| 付加給付 | 金　　　　　　　　　　円 | 金　　　　　　　　　　円 |
| 交付申請額 | 金　　　　　　　　　　円 |  |
| **助成回数がリセットされる場合** | ※これまでに不妊治療の助成を受けられた方で、出産等により今回の申請がリセット初回に該当される場合は 有 に〇をしてください。＊2有　・　無　 |
| **過去の助成歴****（治療歴）** | あり　　⇒ | （　　　　）回　その他：鳥取県から（　　　）回 |
| なし |
| 初回の治療開始時の年齢（リセットがある場合はリセット後の初回）＊2　□ ４０歳未満 □ ４０歳以上 |
| **確認事項** | **（該当の場合は☑してください）**□　私（申請者）及び配偶者、子の住所等を住民基本台帳で確認することに同意し、住民票の添付を省略します。 |
| [高額療養費の支給]* 医療機関にてオンライン資格確認に同意しました。
* 限度額適用認定証を医療機関に提出しました。　　⇒限度額適用認定証の写しを提出
* 高額療養費の申請をしました。　　　　　⇒高額療養費支給決定通知書の写しを提出

[付加給付の支給]申請する特定不妊治療に係る治療費等について、付加給付の有無及び支給金額を確認しましたか。* 付加給付金あり　⇒健康保険又は組合が発行した支給決定通知書等の支給額のわかるものの写しを提出
* 付加給付金なし
 |

＊1　年齢は、今回申請する治療の開始日時点の年齢を記入してください。

＊2　リセットとは：出産等を経て、次に特定不妊治療を受ける場合、過去に受けた助成回数と通算しないものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町村記入欄 | 交付決定年月日（請求年月日） | 　　　年　　月　　日 | 交付決定額 | 円 |

**添付書類**

（１）医療機関が発行する助成対象経費にかかる領収書

（２）医療機関が発行する特定不妊治療受診証明書

（３）夫婦の住民票（３か月以内に発行されたものであり、「続柄」及び「筆頭者」記載があるもの）

（４）婚姻をしていることが確認できる書類　※住民票で確認できない場合必要

　　　法律婚の場合…両人の戸籍抄本等

　　　事実婚の場合…両人の戸籍謄本及び事実婚関係に関する申立書

（５）初回（通算１回目）に限り、婚姻日が確認できる書類（６か月以内に発行されたもの）

法律婚の場合…戸籍謄本等

事実婚の場合…申立書

 （６）夫婦の健康保険証の写し

　 ※該当する場合

　　（７）限度額適用認定証または高額療養費支給決定通知書の写し

　　（８）付加給付の金額が確認できるものの写し

　 ※鳥取県助成を受けた場合

　　（９）鳥取市保健所から交付決定された「鳥取市特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書」の写し

 ※リセットの場合

　　（１０）子の出生（または妊娠１２週以降の死産）後、初めて申請する場合…子の出生（または死産）が確認できる書類。

＊ 鳥取県「保険診療で実施される特定不妊治療と組み合わせて実施される先進医療」の交付を受けた者は、

（３）～（５）の添付を、鳥取市保健所に提出した同様の書類の写しでも可とする。

＊ 八頭町に住所を有する者で、申請者及び配偶者、子の住所等を住民基本台帳で確認することを承諾する者は、

住民票の添付を省略することができる。